つくば市議会総務課
-4.7.25
収受
第383号

陳情 4 第 9 号

2022年7月25日

つくば市議会
議長　小久保　貴史　様

原水爆禁止日本国民会議
共同議長 [redacted]

茨城平和擁護県民会議
代　表 [redacted]

脱原発とうかい塾
世話人代表 [redacted]

核兵器禁止条約の批准および東海第二原発の廃炉にむけた要請

広島・長崎への原爆投下からこの夏で77年になろうとしています。
あの暑い夏の日に、筆舌に尽くしがたい苦しみに見舞われ、その後今日まで生き抜いてこられた被爆者の方々は、高齢化の中で残された時間も少なくなっています。にもかかわらず未解決の国家補償や原爆症認定、在外被爆者（特に在朝被爆者）が多く、その解決は急がれています。

一方で、昨年1月22日に発効した「核兵器禁止条約」の成立によって、核兵器の違法性を国際社会が認め、核兵器廃絶に向けた歴史的一歩を踏み出しました。しかし、唯一の戦争被爆国の日本政府が条約そのものに反対したことは条約の締結国を落胆させ、被爆者の核廃絶の思いを踏みにじるものでした。

世界には、今なお1万2,705発もの核兵器（2021年1月）があり、そのほとんど（1万1,405発）をロシアと米国が保有し、私たちは原子爆弾の脅威から逃れることができないでいます。

また、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に伴い、プーチン大統領による核兵器使用をほのめかす発言がされたことや欧米諸国のウクライナへの軍事支援により、核兵器が使用されるリスクも高まっているとストックホルム国際平和研究所が発表しています。

米国の「核の傘」に依存し、核抑止力を認めていくことは、再び核の惨禍を引き起こすことにつながるものであり、日本政府は非核三原則を「国是」と述べてきた政府見解に立ち返らなければなりません。そして、核兵器廃絶の一歩である「核兵器禁止条約」の批准を行い、国際社会と連帯し、核戦争の防止と核廃絶の道を歩むことが求められています。

また、県内では東海第二原発の再稼働は大きな問題です。同原発は、運転開始からすでに45年が経とうとする老朽化した原発であり、再稼働は老朽化のリスクと事故の危険性が伴います。

水戸地裁は昨年3月に、東海第二原発の30キロ圏内には94万人が暮らし、「実効性ある避難計画の具体的策定ができていない」と指摘し、住民が訴えた運転差止を命じる判決を下しました。まさに事故時の被曝を伴う住民避難を考えれば、原発は動かさずに廃炉するのが住民の安心・安全につながります。

また、同原発で大事故が起これば、放射能の影響は30キロ圏内には留まらず、首都圏にも及び甚大な被害を生みだすことは明らかです。再稼働させて、第二の「フクシマ」の再現は許されません。

すでに原子力発電は「廃炉の時代」を迎えています。世界は化石燃料や原子力発電からエネルギー政策の転換の流れにあり、 太陽光と風力発電が爆発的に拡大しています。

また、原発は核のごみの最終処分場の建設の見通しも立たず、次世代へ核のごみを押しつけることになります。

このように原発再稼働は多くの問題点があり、一刻も早く日本原電に東海第二原発の廃炉の決断を求めて、子どもたちの未来に安心な社会をつくっていくことが必要です。

これらを踏まえ、貴自治体に対して下記の要請をさせていただきます。

記

1．日本政府に対して「核兵器禁止条約」の批准を求めてください。

2．東海第二原発の再稼働を許さず、廃炉を求めてください。

以上